

答 申 第 2 号
令和4年2月21日

高砂市長 都 倉 達 殊 様

高砂市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 井 上 典 之

高砂市個人情報保護条例第10条第2号の規定に基づく
電子計算機の結合について(答申)

令和3年12月22日付け高諮第22号で諮問のありました標記のことについて、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

諮問事項について、高砂市個人情報保護条例第10条第2号の「公益上特に必要がある場合」として認めることが適当である。

2 審査会の判断理由について

事案は、要保護児童等に関する情報を共有するため、厚生労働省管轄の子どもの虹情報研修センターがシステム構築をした情報共有システムとの結合である。

このシステムの利用により、児童相談所や他の自治体との間で情報を共有することができ、市の児童虐待防止対策の強化と、限定的ではあるものの対応の迅速化につながり、児童の安全確保を高砂市のみならず、全国的に行える可能性があることを確認した(資料2の別紙2)。

また、利用するデータは、要保護児童対策地域協議会で必要となる、受理年月日、子どもの氏名、性別、生年月日、年齢及び現住所並びに保護者の氏名及び現住所のみであり、セキュリティ対策として、このデータをLGWANを介してデータセンターと通信回線により提供することも確認した(資料の別紙1及び別紙2)。

一方で、情報共有システムでは、システム上で行った操作の履歴や他の自治体による児童記録票の閲覧の履歴を記録し、確認することが可能となっている。

以上のことから、本審査会は、本件諮問事項について、公益上特に必要があると認めることが適当であると判断した。

よって、本審査会は、1のとおり答申する。

3 留意事項

公益上特に必要があると認められるが、入力した個人データの閲覧及び利用について限定された利用者のみ使用できるなど、個人情報の漏えいの防止等の個人情報の管理を徹底することに十分留意することを要望する。